

令和4年度第13号議案

令和4年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び移動支援事業請求業務における、AI-OCRによるデータ化及びAIによる自動チェックの実証実験に係る業務の外部委託について」

主管課：福祉部障害者福祉課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 7

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び移動支援事業請求業務における、AI-OCR によるデータ化及び AI による自動チェックの実証実験（以下「実証実験」という。）に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び、移動支援事業請求業務の実証実験に係る業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

福祉部障害者福祉課



22 福障送第 988 号
令和 4 年 8 月 29 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び移動支援事業請求業務における、AI-OCR によるデータ化及び AI による自動チェックの実証実験（以下「実証実験」という。）に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び、移動支援事業請求業務の実証実験に係る業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

現在、福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）で行っている審査業務において、住民及び事業者から提出された書類を目視で検査するため、膨大な事務処理時間が発生している。これらの業務に対して申請書類等を AI-OCR（※1）によりデータ化し、AI による自動チェックを行うことにより、事務処理時間の短縮や正確な処理の実現ができ、職員の知識や経験によって判断に差が生じず、業務の負荷軽減及び標準化が可能となる。

AI-OCR によるデータ化及び AI による自動チェックの導入においては、現在、業務で利用している福祉情報システム（※2）と連携することで、更に事務処理の効率化につながるため、福祉情報システムの保守業務を委託している事業者と AI 技術に係る専門的なノウハウのある民間事業者に委託し実証実験を行う。

実証実験では、審査業務のうち、事務処理時間が多い障害認定審査会事務、指定障害児通所支援事業者の指定業務及び移動支援事業請求業務を対象として、検証に必要なシス

テムの構築を行いながら、審査業務の AI 化による導入効果の算出、導入における各種課題の明確化及び費用対効果を含む評価を行い、その後の導入につなげ、もって区民の福祉向上に資することを目的とする。

※1 AI（人工知能）技術を取り入れた光学文字認識機能

※2 平成 20 年 7 月に諮問答申済み

4 実施時期（予定）

令和 4 年 9 月 審査会への諮問
委託業務開始（1 ヶ月程度）

5 担当部課

障害者福祉課

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は、以下の業務及び処理を行う。</p> <p>1 AI-OCR による申請書類等のデータ化 (1) 江戸川区（以下「区」という。）が保有する実証実験対象業務の申請書類等（※）をスキャナで読み込む ※ 障害者福祉課で保有している、紙媒体の申請書類等を利用する。 (2) (1) で読み込んだ書類を、AI-OCR によりデータ化する。</p> <p>2 AI による自動チェック 審査 AI により、データ化された申請書類等の記載内容に不備が無い等、各業務のあらかじめ定めたルールに沿って、自動チェックを行う。</p> <p>3 検証 1 及び 2 の導入効果や課題を検証し、実証実験の評価を区へ報告する。 ※業務の流れは別紙 1 のとおり</p>
運用体制	<p>管理責任者 福祉部障害者福祉課長（以下「障害者福祉課長」という。） 運用担当者 福祉部障害者福祉課庶務係長（以下「庶務係長」という。）、福祉部障害者福祉課認定係長（以下「認定係長」という。）及び福祉部障害者福祉課事業者支援係長（以下「事業者支援係長」という。）</p>
履行場所	障害者福祉課が指定した場所（本庁舎内）

7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	<p>1 障害福祉サービス利用申請者 2 指定障害児通所支援事業所利用児童及び指定障害児通所支援事業者職員 3 移動支援事業利用者及び事業所職員</p>
情報の内容	<p>1 個人情報の項目 別紙 2 のとおり</p>

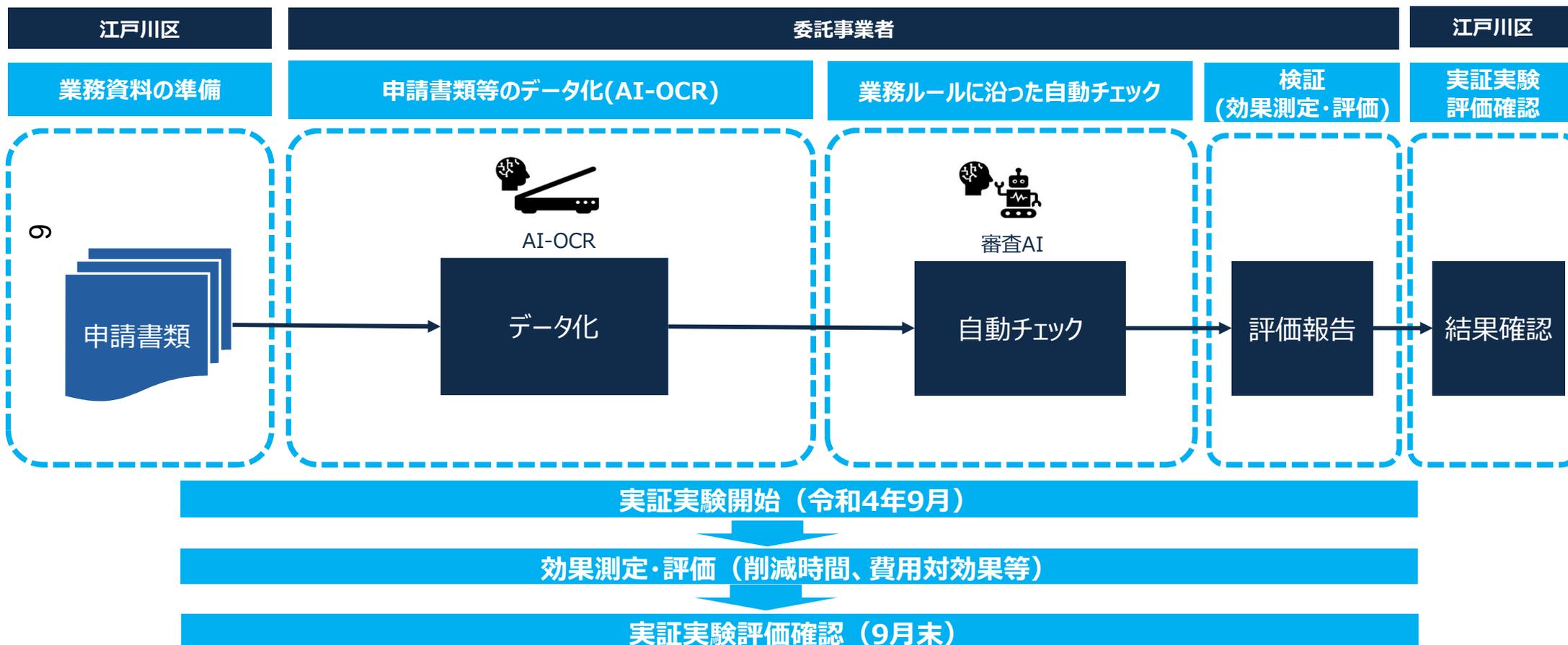
項 目	内 容
	<p>2 委託処理予定件数</p> <p>(1) 障害認定審査会事務 約 360 件</p> <p>(2) 指定障害児通所支援事業者の指定業務 約 152 件</p> <p>(3) 移動支援事業請求業務 約 4,500 件</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 障害福祉課長</p> <p>保護管理事務取扱者 庶務係長、認定係長及び事業者支援係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者</p> <p>(1) 法人名 株式会社アイネス 代表者 代表取締役社長 吉村 晃一 所在地 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号 ※ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認定を取得済み</p> <p>(2) 法人名 株式会社 STANDARD 代表者 代表取締役 榎野 恭生 所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 2 号 東京堂錦町ビルディング 5 階 ※ 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認定を取得済み</p> <p>※ 上記 (1) 及び (2) の事業者の共同作業により、実証実験を実施</p> <p>2 委託契約における規定</p> <p>(1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該協定書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第 3 章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該協定書に明記する。</p> <p>3 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(3) 当該事務処理を行う際は、障害者福祉課が指定した履行場所で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>(4) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体の区と委託事業者間の受渡しについては、</p>

項 目	内 容
	<p>障害者福祉課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>(6) 個人情報を含む紙媒体は、毎日、区に返却すること。</p> <p>(7) 個人情報を含む電子媒体は、障害者福祉課が指定した履行場所に施錠の上、保管すること。なお、鍵は区が管理する。</p> <p>(8) 委託事業者 PC は、取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。</p> <p>(9) 委託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトを導入し、データの保護を図ること。</p> <p>(10) 委託事業者 PC は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(11) 事故、災害等のトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(12) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議し、必要な措置を講じること。</p> <p>(13) 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(14) 業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p> <p>(15) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
実施機関の対策	<p>1 物理的セキュリティ対策 障害者福祉課が指定した履行場所へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体の受渡しは、障害者福祉課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>(2) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p> <p>(3) 委託業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて委託事業者に書類の提出を求め、又は現場査察を実施する。</p> <p>(4) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(5) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

実証実験イメージ

別紙 1

本実証実験では、対象業務の審査業務の効率化を、審査書類等のAI-OCRによるデータ化、また審査AI(プロトタイプ)による各種業務ルールに沿った自動チェックの観点で検証。検証結果として、効果測定・評価を江戸川区に報告。



AI-OCR によるデータ化及び AI を活用した審査業務の実証実験で扱

う個人情報の項目

業務名	個人情報の項目
障害認定審査会業務	<p>○利用者</p> <p>氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、障害種別、障害等級、傷病に関する事項、家族状況、施設利用状況、障害サービス利用状況、就労状況、年金受給状況、生活保護受給状況、障害状況特記事項</p>
指定障害児通所支援事業者の指定業務	<p>○利用児童</p> <p>氏名、生年月日、支援内容、利用日、保護者氏名、保護者の続柄、法人名、事業所名</p> <p>○事業者職員</p> <p>氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、法人名、事業所名、役職名、職種、受講研修、取得資格、学歴、職歴、労働条件、年収、保険者番号</p>
移動支援事業請求業務	<p>○利用者</p> <p>受給者番号、氏名、事業所名、事業所番号、給付費明細（サービス内容、回数）、サービス提供時間、請求額</p> <p>○事業所職員</p> <p>氏名、事業所名、事業者番号</p>

令和4年度第14号議案

令和4年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した業務の外部委託について」

主管課：福祉部生活援護第一課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した業務の外部委託について
- 2 諮問理由
ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した業務を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
福祉部生活援護第一課



22 福生一送第 337 号
令和 4 年 8 月 29 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した業務の外部委託について

2 諮問理由

ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した業務を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）においてひきこもり当事者及びその家族（以下「当事者等」という。）へ支援を行うに当たり、令和 3 年度にひきこもり状態にある方の実態の把握及び個別支援につなげることを目的としたアンケート調査（※ 1）を実施したところ、ひきこもり「あり」と回答した世帯は 7,604 世帯にのぼり、不登校を含む区が把握しているひきこもり当事者数は 9,096 人となった。また、ひきこもり当事者の 26%が「人と会うことはほとんどないが、SNS・インターネット等を通じて人と交流している」と回答したことが分かった。

ひきこもり相談支援事業については、令和 3 年 4 月から専門的な知識と実績のある民間事業者へ外部委託（※ 2）している。上記調査結果を受け、支援方法の再構築が急務とされる中で、当該事業においてインターネット等を活用した相談業務を既存の業務に追加することで、当事者等への更なる支援強化及び利便性の向上を図ることを可能とし、もって区民サービスの向上に資することを目的とする。

※ 1 令和 3 年 1 月 諮問答申済み

※ 2 令和 3 年 5 月 諮問答申済み

4 実施時期（予定）

令和4年 9月 審査会への諮問

ひきこもり相談支援事業に係るインターネット等を活用した相談業務の開始

5 担当部課

福祉部生活援護第一課（以下「生活援護第一課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>受託事業者は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひきこもり相談（※） <p>※ 「家族会との連携」「当事者会の実施」を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 就労準備支援 3 支援調整会議の実施 4 関係機関のネットワークづくり、居場所等の社会資源の開発 5 新規訪問 6 2次調査支援業務 7 周知啓発業務 8 区への報告 <p>1（※を除く）、2、3、4及び8については、令和3年5月に諮問答申済みであり、既に実施している。</p>
電子計算組織により個人情報を取り扱う業務の処理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひきこもり相談 <ol style="list-style-type: none"> (1) ショートメッセージサービス（以下「SMS」という。）相談 当事者等の希望に応じ、SMS機能を利用し、受託事業者のスマートフォンにてSMS相談を実施する。SMSでの相談内容はケース台帳に記録し、スマートフォンのメッセージを削除する。 (2) メール相談 当事者等の希望に応じ、メール機能（※）を利用し、受託事業者PCにてメール相談を実施する。相談内容はケース台帳に記録する。 ※ 受託事業者が契約しているさくらメールサーバを使用する。メール送受信時はさくらメールサーバのウイルスチェック機能及び受託事業者PCのウイルスチェック機能を実施しセキュリティ対策を行う。 (3) 来所相談・訪問相談 受託事業者が来所相談又は訪問相談を実施し、東京共同電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。 ※）を使用し相談記録等を現地にて作成後、区へ送付する。受託事業者は、区が貸与するタブレット端末を使用する。 ※ 東京都及び都内各市区町村への申請や届出をインターネットを利用して行うことができる LGWAN-ASP サービス。

	<p>LGWAN-ASP は、LGWAN を介して地方公共団体向けに提供される各種行政事務サービスのことであり、平成 30 年 11 月に諮問答申済みである。</p> <p>(4) 地域家族会・当事者会への申込み受付 参加希望者からの申込みを、メール又は電子申請サービスから受け付け、申込内容確認のためのメールを送信する。</p> <p>2 新規訪問 受託事業者が訪問支援にて相談を実施し、電子申請サービスを使用し相談記録等を現地にて作成後、区へ送付する。</p> <p>3 2次調査支援業務・周知啓発業務 アンケート調査においてひきこもり「あり」と回答した世帯の中から具体的な困りごとや希望する支援を把握するために郵送、電子申請サービス等によるニーズ調査を実施する。</p> <p>4 区への報告 受託事業に関する記録や相談内容を受託事業者 PC 上で文書を作成する。区へ文書データを送付することで報告する際は、対象者の個人情報を含まないデータに限定し、パスワードを付す。</p>
運用体制	<p>管理責任者 福祉部生活援護第一課長(以下「生活援護第一課長」という。)</p> <p>運用責任者 福祉部生活援護第一課ひきこもり施策係長(以下「ひきこもり施策係長」という。)</p>
履行場所	生活援護第一課事務室内及び生活援護第一課が指定した場所

7 委託における個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	ひきこもり相談支援業務に係る当事者等及び相談者
情報の内容	委託業務で扱う個人情報の項目 メールアドレス、氏名、生年月日、国籍、性別、住所、電話番号及び相談内容(健康状態、障害状況等を含む。)
管理責任体制	<p>保護管理責任者 生活援護第一課長</p> <p>保護管理事務取扱者 ひきこもり施策係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託事業者 法人名 特定非営利活動法人コラボえどがわ 理事長 鶴岡 恵子 所在地 東京都江戸川区中葛西六丁目 10 番 7 号 江戸川ビル 1 階 ※ 上記事業者は、プライバシーマークを取得している。</p> <p>2 委託契約における規定の遵守 (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)、個人情報保護に関する特約条</p>

	<p>項等の遵守を義務付ける。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 受託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行っていること。</p> <p>(2) 過去3年度に、区から本業務内容と同等若しくは類似する業務を受託した実績を有していること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に対して十分な能力を有している事業者であること。</p> <p>(4) 4に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 受託事業者 PC 及びスマートフォンは、取扱者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を行うこと。</p> <p>(2) 受託事業者 PC 及びスマートフォンは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(3) 受託事業者 PC 及びスマートフォンは、盗難等を防ぐため、施錠ができる部屋で管理すること。また、受託事業者 PC は、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体及び暗号化された電子媒体の搬送はセキュリティ対策を講じた上で行うこと。</p> <p>(5) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(6) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(7) 個人情報保護については、契約期間中のみならず、契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(8) メール等の利用に際しては、誤送付防止のための対策を行う。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) 受託事業者 PC のセキュリティーワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>(2) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び受託事業者の業務従事者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) あらかじめ受託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把</p>

	<p>握する。また、区が貸与するタブレット端末の取扱者は、名簿に記載のある者のみとし、タブレット端末には、パスワードを設定する。</p> <p>(2) 事故等発生時は、受託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 受託事業者が行う業務手順について、受託事業者から事前に具体的な説明を受け、業務に不備がないか点検を行う。</p>
--	--

令和4年度第15号議案

令和4年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「高校生等医療費助成事業の実施に伴う
業務の外部委託について」

主管課：子ども家庭部児童家庭課

〈添付資料〉

(1) 諮問書……………p. 1

(2) 諮問依頼書……………p. 2～p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
高校生等医療費助成事業の実施に伴う業務の外部委託について
- 2 諮問理由
高校生等医療費助成事業を実施するに当たり、申請者から送付される申請書のデータを福祉情報システムに入力する業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
子ども家庭部児童家庭課



22 子児送第 514 号
令和 4 年 8 月 25 日

総務部長 殿

子ども家庭部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

高校生等医療費助成事業の実施に伴う業務の外部委託について

2 諮問理由

高校生等医療費助成事業（※1）を実施するに当たり、申請者から送付される申請書のデータを福祉情報システム（以下「システム」という。）（※2）に入力する業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

※1 事業の概要は別紙のとおり

※2 平成 20 年 7 月に諮問答申済み

3 実施目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が青年期世代の心身に大きな影響を及ぼすおそれがある中、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身の健康を管理し、改善できるような取り組みが重要との認識から、令和 5 年 4 月より高校生相当の年齢の者に対する医療費助成事業を実施することとなった。当事業は、既に実施されている子ども医療費助成制度（義務教育終了時まで）の対象年齢を拡大することにより実施する。

事業の実施に当たっては、申請書の内容確認・入力など大量の事務が短期間に発生することが予想されるため、当該業務をノウハウのある民間事業者へ外部委託することで、適切に事業を開始することを可能とし、もって区民の福祉向上を図ることを目的とする。

4 実施時期（予定）

令和 4 年 9 月 審査会への諮問答申
委託事業者選定
委託契約締結

5 担当部課

子ども家庭部児童家庭課（以下「児童家庭課」という。）

6 外部委託に係る業務の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	平成17年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた子ども
業務の内容	<p>委託事業者は以下のとおり業務を行う。</p> <p>1 申請書データのシステムへの入力業務</p> <p>(1) 申請書（紙媒体）の記載内容・添付書類を確認し、システム画面内に対象者を表示する。</p> <p>(2) 各対象者について、申請内容・世帯情報・保険情報を入力し、登録処理を行う。</p> <p>2 システム入力後の申請書処理</p> <p>(1) データ入力者と別の者が、システム画面にて入力内容の目視確認を行う。</p> <p>(2) 確認終了後、申請書を五十音別に分類されたフォルダに収納する。</p>
運用体制	<p>管理責任者 子ども家庭部児童家庭課長（以下「児童家庭課長」という。）</p> <p>運用担当者 子ども家庭部児童家庭課医療費助成係長（以下「医療費助成係長」という。）</p>
履行場所	江戸川区役所本庁舎 児童家庭課事務室内
情報の内容	<p>1 委託業務で扱う個人情報の項目 氏名、性別、生年月日、続柄、住所、方書、電話番号、保険情報、世帯情報</p> <p>2 委託処理予定件数 約8,000件</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 児童家庭課長</p> <p>保護管理事務取扱者 医療費助成係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定</p> <p>(1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p>

	<p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 当該業務において使用する機器は、区が用意する全庁 LAN 端末を使用すること。</p> <p>(2) 区が提供したデータ等の当該委託業務の履行に必要な一切の情報について外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。</p> <p>(3) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(4) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(5) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(7) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) システムで扱う全てのデータは、データセンター (iDC) に設置したサーバーにて管理する。</p> <p>(2) 個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。</p> <p>(3) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 児童家庭課で保管する電子媒体及び紙媒体は、施錠管理のできるキャビネットに保管し、キャビネットの鍵は保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p>

	<p>(2) 委託事業者の作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 全庁 LAN の共通基盤に備わっているウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより、コンピュータウイルス対策を行う。</p> <p>(5) 全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用者ごとに付与する IC カード及び暗証番号により利用者認証を行う。</p> <p>(6) システムのアクセス記録を定期的に確認し、適正に管理する。</p> <p>(7) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p>
--	---

高校生等医療費助成事業の概要について

1 目的

高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の健全な育成に寄与し、もって子育ての支援に資することを目的とする。

2 対象者

区内に住所を有する「高校生等」を養育している者

- ・高校生等を監護し、かつ、生計を同じくする父または母 等
- ・高校生等が何人からも監護されておらず区が必要と認める場合は、当該高校生等本人「高校生等」

十五歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

3 助成内容

- ・医療機関等で支払う医療費のうち保険診療の自己負担分
- ・入院時の食事代
- ・治療用装具で健康保険からの給付が決定されたもの

区 分	医療保険	区助成（自己負担分）	所得制限
乳幼児（マル乳）	8割	2割	なし
小中学生（マル子）	7割	3割	なし
高校生等（マル青）	7割	3割	なし

4 助成方法

現物給付

医療証の交付を受けた対象者が、病院等に医療証を掲示し、高校生等に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、区が助成する額を当該病院等に支払う。

現金給付

都外の病院など、医療証を取り扱わない病院等で高校生等に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、対象者からの申請により、区が助成する額を当該対象者に直接支払う。

5 事業開始時期

令和5年4月1日

令和4年度第16号議案

令和4年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

写

22 健コワ送第 55 号
令和 4 年 8 月 23 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（ ）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付(以下「コンビニ交付」という。)の実施に当たり、コンビニエンスストア等のキオスク端末にて申請受付時に個人番号を取得するため、予防接種に関する事務における個人番号の入手方法が増えることとなった。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、予防接種評価書の特定個人情報ファイルの概要及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

なお、コンビニ交付の実施に係る予防接種事務の内容の変更については、緊急性が高く、国から規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となることが示されたため、評価の再実施前に当該事務を実施し、今回事後評価として再実施するものである。

4 変更箇所

【別添1】「予防接種に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和4年7月15日から8月15日まで

(2) 意見の件数

1件

(3) 主な意見

肯定的な意見であった。

(4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和4年 7月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

9月 審査会への諮問

予防接種評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

8 参考資料

【別添2】特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

令和4年度第17号議案

令和4年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について」

主管課：総務部総務課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

2 諮問理由

江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例を制定等することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部総務課



22 総総送第 372 号
令和 4 年 8 月 29 日

総 務 部 長 殿

総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）の制定等について

2 諮問理由

個人情報保護法施行条例を制定等することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

個人情報保護法の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、新たに個人情報保護法施行条例を定め、現行の江戸川区個人情報保護条例を廃止等する必要があるため

4 個人情報保護法施行条例等の内容

（1）個人情報保護法施行条例の概要

別添 1 のとおり

（2）個人情報保護法施行条例案

別添 2 のとおり

（3）江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の概要

別添 3 のとおり

（4）審査会条例の改正点（案）

別添 4 のとおり

5 実施時期（予定）

令和4年9月 審査会への諮問

11月 令和4年第4回江戸川区議会定例会に議案の提出

12月 江戸川区議会において議決後、条例等の公布

令和5年4月 施行

6 担当部課

総務部総務課